

[事案 20-24] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 7 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険加入の目的は貯蓄であるのに、解約返戻金が払込保険料に比べ少ないので、3 回の契約転換を取り消し、転換前の当初契約に戻して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年に加入した定期付終身保険(契約)を、同 6 年に契約者である自分が知らない(契約申込書に記入していない)ところで定期付終身保険(契約)に転換されていた。

その後、契約 を同 10 年に定期付終身保険(契約)に転換し、さらに同 13 年に契約を定期付介護保険(契約)に転換した。その後、同 20 年 4 月に契約 を解約したが、解約返戻金の額がそれまで支払ってきた保険料合計額に比べ少なすぎる。

転換後契約(契約)について既に解約手続きをしているが、下記(1)、(2)により、解約を取り消し、今まで行った転換手続きについても全て取り消し、平成 3 年に契約した最初の契約 に復活してほしい。

- (1)平成 6 年の最初の転換の際、営業担当者によって申込書が代筆され、契約者が申込書に記載したものでなく、無効である。
- (2)その後 2 回の契約転換の際、被転換契約の積立金が転換後契約の保険料の一部に充当されること等契約転換に関する説明を受けていない。自分は、貯蓄のつもりで保険契約を締結したものであり、被転換契約の積立金を転換後契約の保険料の一部に充当(保障に補填する)する意思はなく、各転換契約はいずれも詐欺による取り消し、あるいは錯誤により無効である。

< 保険会社の主張 >

下記の理由等により、転換契約の手続きは申立人の了解のもとに行われているものと判断し、平成 3 年の契約(契約)に戻すことには応じられない。

- (1)取扱者(退職済)に面談の上、平成 6 年の転換時の取扱いについて事情聴取を行った結果、「はっきりとは覚えていないが、設計書等必要書類は渡し、転換の説明もしている」とのことであった。
- (2)申立人は、平成 6 年(1 回目の転換)の申込みが、取扱者から転換であることの説明はなく知らなかったと主張するが、その後 10 年(2 回目の転換)と 13 年(3 回目の転換)に転換しており、その手続き方法は平成 6 年と同じである。平成 10 年と 13 年の転換手続きは理解でき、6 年の転換は理解できないという主張は不自然であると考え。1 回目の転換を知らなかったのであれば、2 回目の転換時に申し出があるはずであり、その後の転換には同意していないと考えられる。
- (3)申立人は、平成 6 年の申込書の契約者、被保険者の自署欄が取扱者による代筆であると主張するが、告知書面の被保険者欄の字体と酷似している。また、4 枚の申込書を見比べると筆跡は同一人のものと考えられる。
- (4)契約は平成 20 年に解約されるまで有効に継続し、同 17 年には入院・手術等の給付金も受け取られている。給付金の請求行為は保障内容の了知が前提であり、入院保障だけを理解しているとは考えられない。申立人は給付金の保障内容と同等レベルで他の保障も了解のうえ継続してきたと考えられる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等にもとづき検討するとともに、申立人より事情聴取を行い審理した結果、下記の理由により申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第44条により、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、平成6年の転換契約について自ら転換後契約(契約)を締結していないと主張するが、各申込書を比較しても、契約 のみ明確に申立人の署名ではないと判断することは出来ない。加えて、仮に同契約の署名が申立人の委任に基づかず第三者によりなされたものであるとしても、申立人はその後、契約 の存在を前提として契約 を締結しているおり、結果において同契約を許容している(追認している)と言うべきである。
- (2) 申立人の主張は、契約の転換をしてもそれまでに保険料を支払うことによって積立てたもの(準備金)の額は減少しないと思って契約をしたが、実際には減少したのであるから、保険会社はかかる誤解を知っていながら故意にかかる事実を秘匿したことによる詐欺、あるいは事実の錯誤があるとの主張であると理解できる。
本件において、契約当時に申立人にかかる認識があったとの証拠は申立人の供述のみであり、これを裏付ける客観的な証拠(間接事実を含む)は存在しないが、仮にかかる認識があったと仮定しても、取扱営業職員において、かかる誤信の存在を認識し、かつかかる誤信を利用して申立人に契約をなさしめようという積極的意図(故意)が存在したと認定するに足りる証拠はないから、詐欺の事実は認められない。
- (3) 保険契約は保障を第一義とするものであり、転換契約の際、一般には保障内容の変更とそれに伴う保険料負担の増減という点が契約者の関心事である。また、一般には保険契約は継続を前提とするものであり、保険の貯蓄性というのも、満期時における満期保険金等の金額を意味するのが通常であるから、転換後の解約に伴う返戻金の金額の増減の事実は前記契約の重要な要素ではなく、したがってこの点についての事実の食い違いは、民法95条の錯誤とはならない。申立人が強調する「自分は保障には関心がなく貯蓄のみを重視していた」という事情は、申立人の主観的事情に留まるものである。

もっとも、当該主観的事情も、契約意思の決定に際し契約当事者間において要素として表示されれば、これが事実と異なる場合には錯誤により契約の効力に影響を与える(動機の錯誤)。しかし、申立人の事情聴取の結果においても、申立人が当該保険契約時に転換契約後の解約返戻金の額に関心を示し、あるいは当該金額に疑問を抱いた等、契約継続中の「貯蓄性」に関心を示した事実は認め難い。それ故仮に申立人が保険契約による貯蓄性を重視していた主観的事情が存在したとしても、契約時にその意図を表示していたとは推認できない。

本件においては、転換契約後の錯誤による無効の主張を認めるに足りる証拠はなく、申立人の主張は認められない。